仕様書

1　件名

医療法人財団立川中央病院　AI 問診システム導入及び運用支援業務

2　委託内容

AI 問診システムの提供並びにその導入支援及び運用支援（詳細は別添「システムの機能要件及び作業内容」参照）

3　委託期間

環境準備利用期間：令和 8 年 12 月 1 日～令和 9 年 2 月 28 日

基本ライセンス利用契約期間：令和 9 年 3 月 1 日～令和 10 年 2 月 29 日

4　納入場所

医療法人財団立川中央病院（東京都立川市柴崎町２－１７－１４）

5　納入方法等

(1) システム構築を実施する前に電子カルテシステムネットワーク構築業者（以下「電カル業者」という。）及び医療法人財団立川中央病院（以下「病院」という。）と打合せ等の上、作業スケジュールの調整を行うこと。

(2) 病院内での作業時は、身分を明確にすること。

(3) 作業中に問題等が発生した場合は、直ちに納入先担当者に報告し、対応策を講ずること。

(4) 契約期間中の利用料及び導入に係る諸費用等は、当該契約に含むものとする。

6　その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、病院と受託者が協議の上定めること。

(2) 検査方法等については、病院まで照会のこと。また、病院と合意した期日にて請求書を病院へ提出すること。

別添

システムの機能要件及び作業内容

1　導入システムに係る基本要件

(1) AI 問診システム

ア　使用するネットワーク環境

(ｱ) タブレットのネットワーク接続

無線接続可能なタブレット端末であること。

(ｲ) 電子カルテシステム端末が接続するネットワークにて、問診結果が閲覧可能であること。

(ｳ) クラウドに保存された問診記録を電子カルテシステムで閲覧する構成の場合は病院と合意したネットワーク構成の整備に協力すること。

イ　機能要件

(ｱ) 利用可能な時間

24 時間 365 日の運用が可能であること。ただし、事前に通知した保守作業等による停止時間及び障害・セキュリティ対応等による緊急停止を除く。

(ｲ) タブレットによる問診

・タブレットによる問診が可能であること。また同等の機能が院外からのスマートフォン等のスマートデバイスより問診が可能であること。

・複数診療科にて利用可能であること。

・問診する診療科の切替えをタブレットで行えること。

・問診内容の閲覧が速やかに行えること。

・シェーマ図によって主訴の部位を選択できること。

・文字列にて主訴を検索する場合、すべての文字を入力しない場合でも、入力された文字に応じて主訴候補が表示されること。

・問診への回答については、当てはまらない、若しくは分からないことが選択可能であること。

・主訴を 3 項目まで登録可能であること。

・年齢・性別に応じて問診内容が自動で切り替わること。

・アレルギー歴、既往歴が問診可能であること。また、その内容は本契約内にて診療科ごとに取捨選択が可能であること。

・問診途中であっても強制終了が可能であること。

(ｳ) 電子カルテシステム連携

・電子カルテシステムから患者 ID を引き渡し、該当の患者問診結果ページを開くボタン設置が可能な仕様となっていること。

(ｴ) 利用可能な診療科

・下記の診療科における問診機能を有すること。

【　内科系、外科系など　】

(ｵ) セキュリティ要件

・クラウドでの接続、かつその導入実績施設が 300 件以上あること。

・データセンターが国内に設置されていること。

・問診結果についてはデータセンターにて全て暗号化され保持されること。

(ｶ) タブレットの追加機能

・タブレット数は 5 台とする。なお、タブレットの追加が必要となった場合は、1 台単位で受託者に追加発注が出来ること。

(ｷ) クライアントシステム機能（タブレット）

・お薬手帳や紹介状等の文字をカメラにて読み取りが可能であること。

・問診後、病院側でバイタル及び身体所見（身長、体重、血圧、脈拍、体温、SpO2、意識レベル、呼吸数、JTAS）が入力可能であること。

・問診後、病院側が自動生成された問診内容に追記・編集が可能であること。

(ｸ) クライアントシステム機能（電子カルテシステム端末）

・問診内容を電子カルテシステム端末でコピー及びペーストできること。

・ソフトウェアをインストールする場合は、電子カルテシステム及びその他インストールされているシステムの動作に支障を及ぼさないようにすること。

・問診内容を受け、医師の判断の参考として問診内容に関連する参考病名を表示できること。

・薬剤名での検索、又はお薬手帳より読み取った薬剤名より、薬剤の添付文書が確認できること。

・医療機関の検索が可能であること。

・問診結果を確認できるだけではなく、AI による SOAP 形式への要約が可能であること。

(2) タブレットで稼働する AI 問診システムの提供環境

タブレットで稼働する AI 問診システムは搭載するブラウザで提供されるものとする。

(3) タブレットで稼働するソフトウェアのバージョンアップ

タブレットで稼働するソフトウェアを利用する場合、AI 問診システムのバージョンアップは随時、クラウド接続にて最新版が提供されることとする。なお、提供されるソフトウェア自体の費用は原則利用料に含むこと。

2　システム導入作業

(1) システム構築

病院の担当者と打合せを行い、病院が指示するスケジュールに従って、システムの構築を行うこと。(2) タブレット端末の設定内容

タブレット端末には AI 問診システムを利用するための設定を行い、病院と合意した期限までに納品すること。主な設定は下記の通りとする。

・OS の初期設定及びソフトウェアアップデート

・AI 問診システム（患者用画面）をホーム画面へ追加する設定

・画面表示・自動ロック・画面回転固定等、問診利用に適した端末設定

(3) 電子カルテシステム端末の設定

電子カルテシステム端末で問診結果の閲覧が出来るよう病院又は電カル業者の作業を適切にサポートすること。

3　運用変更に係る協議

AI 問診システムの利用にあたって運用変更が必要となる場合は、サポートを行うこと。

4　研修

(1) 利用者研修

システムの利用予定者に対してシステム稼働開始までに研修を行うこと。

(2) 管理者研修

システム管理者に対し、システム管理についての研修をシステム稼働開始までに行うこと。また、システム内容への質問に対しては、契約期間中、受託者の定める受付時間内に回答を行うこと。